

**(不誠実対応⑥)**

悠生君が見つかった時、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側は、悠生君との面談の約束を一方的に反故にした。その約束を一方的に反故にした理由の一つが「宇津等が冷静な対応が困難と考えた」とのことであった。当時、死亡事故被害者である悠生君の遺族に対して謝罪要求しており、遺族に対して怒りの感情を宇津等が抱いているとのことであった。遺族としては理解に苦しむため、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側に質問した。その後、謝罪要求はいとも簡単に撤回している。すなわちアルプスの森(施設長：宇津慎史)は、簡単に撤回する程度の謝罪要求を持って、「宇津等が、冷静な対応が困難である」と考え、悠生君との大切な面談の機会を踏みにじっている。如何に悠生君の命を軽く捉えているかが解る。

**(詳細事項)**

悠生君が遺体で発見され、司法解剖を受け、吹田警察署に来てやっと両親と会える状態になる直前に、悠生君の両親が「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」に電話をし、施設長(宇津慎史)が電話に出た。その時の発言は、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は別件で忙しくて吹田警察署に行けないとのことであった。

遺族としては、この発言に納得がいかなかったため、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が、吹田警察署に来ることは約束していたこと。この約束は、死亡事故を起こしたことに對する対応であることを説明した。また、この死亡事故の対応よりも優先させるべき別件が生じており、遺族との約束を反故にする必要があるくらいの内容であるのかも問いただしたところ、別件の存在及び別件の内容の説明ではなく、施設長(宇津慎史)は担当弁護士に相談したところ、面談にはいかない方が良いと判断したとの発言に変わった。

そこで遺族側は、弁護士がどのように言おうと悠生君への面談は、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側が悠生君への誠意を見せる事である。7年間も施設で悠生君と会っていたのに、このような状況下において、弁護士が行かない方が良いと発言したから行かないとは、どういうことか？悠生君に対して愛情もないのか？と尋ねた。

この遺族の発言に対し、施設長(宇津慎史)は悠生君の母親に、前日(令和4年12月15日)の児童発達支援管理責任者(宇津雅美)への暴言についての謝罪の要求発言を行い始めた。ニュアンスとして、宇津兄弟(宇津雅美および、宇津慎史)が、命を落としてしまった悠生君への面談の前提条件として、前日の悠生君の母親の児童発達支援管理責任者(宇津雅美)への暴言に対する謝罪が必要であるとのことであった(不誠実対応①参照)。

従って、宇津兄弟(宇津雅美および、宇津慎史)が悠生君の遺族に対してかなり強い怒りの感情を有しており、その内容は、大切な悠生君の面談を拒否するに値するくらいの内容であると「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」が認識していることになる。遺族としては理解が出来ないため、以下文章を「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側に送っている。

\*以下の文章記載に時点では、遺族側は施設長が宇津雅美氏と認識していたため、下記の施設長は宇津雅美氏であり、施設長弟の記載が宇津慎史氏になっている。

また、施設長弟がとった当方の施設長に対する言動への謝罪要求に関しての考えも明記して頂きたい。当方としては、大切な子供の命を奪われた状態であり、その奪った施設の責任者に対するの言語的攻撃は致し方ないと考えている。

しかし、その言語的攻撃の内容が不当であり、今まで一切見せなかった悠生君への誠意ある対応を拒否するのに十分に値する内容であると論じるのであれば、その様に考える根拠を出して頂きたい。どのような発言に対して、どのような根拠で不当であると認識しておられ、その結果、悠生君への面談を拒否し、発言に対して当方に、謝罪要求を行っているのかを明示して頂かないと、当方としても意味ある謝罪を成すことが不可能である。

また、ここで明確化する内容は、施設側が悠生君の死亡する事故を起こしたことに対する誠意の程度を示唆する重要な一つの指標にもなり得る。従って、施設側の誠意の評価尺度としても重要な内容になり得る。

(質問書(令和5年1月20日頃通知より一部抜粋))

その問いに対しての「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側の返答内容を以下に記載。

代表者が清水様へ謝罪要求を行ったのは、前記清水亜佳里様のご発言に対するものであり、特に命を持って償うことを要請するものであったため、これは言いすぎでは無いかと考えたことによるものです。

但し、現時点では謝罪を要請するものではございません。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

また、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側は、後日に作成した回答書(令和5年3月16日付)において以下内容の記載がある。

このような状況の下で、宇津等が、清水様と直接お目にかかっても冷静な対応が困難であると考えたことも、吹田警察署へ行かなかった理由です。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

すなわち、後日のこの回答書(令和5年3月16日付)において、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」としては別に強く謝罪を要求するような内容でないと認識していることが解る。

重要なのは「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」は、後日において、この強く謝罪を要求する内容でないと自らが認識している内容を、大切な悠生君との面談の条件として設定して来た事実である。そしてその条件がクリアできないと、「宇津等が、冷静な対応が困難である」と判断したとのことである(回答書(令和5年3月16日付))。

後日において謝罪を要求していないと簡単に述べている程度の内容を持って、悠生君との大切な面談の機会を、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は踏みにじっている。それも、その後日において謝罪を要求していないと簡単に述べている程度の内容においてであっても、「宇津等が、冷静な対応が困難である」と考えるに十分に値するとアルプスの森(施設長:宇津慎史)はとらえていることが解る。

この件に関してもアルプスの森(施設長:宇津慎史)の行動は、非常に不誠実であり、自己都合に合わせた考え方でのみ本事故に対応していると遺族は感じている。